



和歌山市公報

令和8年（2026年）5月1日
第1822号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
161	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 3
162	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 4
163	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 5
164	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 6
165	国土調査法の規定による地籍調査の実施	(地籍調査課) 7
166	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 8
167	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 9
168	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 10
169	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 11
170	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 12
171	公示送達（令和7年度第8期及び第9期介護保険料督促状）	(介護保険課) 13
172	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 14
173	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 15
174	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 16
175	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 17
176	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 18
177	地方自治法第260条第1項の規定による町の区域及び名称の変更	(まちなみ景観課) 19
178	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 22
179	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 23
180	公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和8年度（令和7年度分）介護保険料納入通知書）	(介護保険課) 24
181	公示送達（令和7年度第9期国民健康保険料督促状）	(国保年金課) 25
182	公示送達（市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）	(納税課) 26
183	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 27
184	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 28
185	公示送達（令和5年度から令和8年度まで国民健康保険料更正通知書）	(国保年金課) 29
186	市道路線の認定	(道路管理課) 30
187	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 31
188	市道路線の変更	(道路管理課) 32
189	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 33
190	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 34
191	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害者支援課) 35
192	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 38
193	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 39

【 公 告 】

- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課） 40
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課） 41
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課） 42
- 都市計画の変更による縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 43
- 都市計画の変更による縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 44
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 45
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課） 46
- 一般廃棄物（粗大ごみ）収集運搬業務委託の一般競争入札（事前審査型制限付き
一般競争入札）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（収集センター） 47
- 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課） 49
- 和歌山市今福霊園の使用者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課） 50

【 選挙管理委員会告示 】

- 23 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 52

【 企業局告示 】

- 19 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・（企業総務課） 53

和歌山市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下新出自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月4日

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
古屋自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月1日

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下和佐自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月22日

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名草グリーンタウン自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月20日
	主たる事務所の所在地	(登載省略)	(登載省略)	

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第165号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和8年4月7日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 和歌山市 |
| 3 調査地域 | 湊の一部
紀三井寺の一部
布引の一部
布施屋の一部
本脇の一部
西庄の一部
つつじが丘六丁目
上野の一部
福島の一部
三葛の一部
北野の一部
野崎の一部
北島の一部
梶取の一部
秋月の一部 |
| 4 調査期間 | 令和8年4月7日から令和9年3月31日まで
(令和8年4月17日揭示済) |

和歌山市告示第166号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月11日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月7日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月9日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第167号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園及び鳴滝公園	令和8年4月3日、同月6日、同月13日及び同月15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番地1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第168号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年4月18日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅東口周辺自転車等 放置禁止区域	令和8年1月6日及び同月15日	令和8年1月16日
和歌山市内一円市道上及び無料 駐輪場	令和8年1月13日	令和8年1月16日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

(令和8年4月17日揭示済)

和歌山市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市南畑自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月12日

(令和8年4月20日揭示済)

和歌山市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和佐関戸南 自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月28 日

(令和8年4月20日揭示済)

和歌山市告示第171号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	第8期 第9期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和8年4月30日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年4月20日揭示済)

和歌山市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
府中御坊自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月4日

(令和8年4月21日揭示済)

和歌山市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
加太サニータウン 自治会	代表者の氏 名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月12日

(令和8年4月22日揭示済)

和歌山市告示第174号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和8年4月23日揭示済)

和歌山市告示第175号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和8年5月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年4月23日揭示済)

和歌山市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月24日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
府中御坊自治会	主たる事務所の所在地	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月24日

(令和8年4月24日揭示済)

和歌山市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更する。

この町の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和8年4月24日

和歌山市長 尾花正啓



(令和8年4月24日揭示済)

和歌山市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
松江第18区自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載書略)	令和8年4月4日

(令和8年4月27日揭示済)

和歌山市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市山口地区 平岡上自治会	代表者の氏 名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月5日

(令和8年4月27日揭示済)

和歌山市告示第180号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和8年度 （令和7年度分）	介護保険料納入通知書	令和8年度随時1期の納期は、 令和8年5月7日に変更する。

（別紙省略）

（令和8年4月27日揭示済）

和歌山市告示第181号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和7年度	第9期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年5月8日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年4月28日揭示済)

和歌山市告示第182号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和8年4月30日揭示済）

和歌山市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
神波自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月12日

(令和8年4月30日揭示済)

和歌山市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
禰宜自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月22日

(令和8年4月30日揭示済)

和歌山市告示第185号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年5月25日に変更する
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年5月25日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年5月25日に変更する
令和8年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年5月25日に変更する

(別紙省略)

(令和8年4月30日揭示済)

和歌山市告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
11-264	宮264号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
19-128	三田128号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
22-424	貴志424号線	和歌山市向 和歌山市向	
22-425	貴志425号線	和歌山市向 和歌山市向	
25-184	岡崎184号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-185	岡崎185号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-186	岡崎186号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
32-77	直川77号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-78	直川78号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-79	直川79号線	和歌山市直川 和歌山市直川	

(令和8年4月30日揭示済)

和歌山市告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和8年4月30日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
11-264	宮264号線	和歌山市有家368番14地先 ～ 和歌山市有家370番1地先	126.2	6.00 ～ 10.40
19-128	三田128号線	和歌山市和田1233番8地先 ～ 和歌山市和田1232番7地先	81.4	6.00 ～ 7.20
22-424	貴志424号線	和歌山市向23番3地先 ～ 和歌山市向64番8地先	74.6	6.00
22-425	貴志425号線	和歌山市向23番4地先 ～ 和歌山市向64番3地先	22.5	6.00
25-184	岡崎184号線	和歌山市森小手穂1240番1地先 ～ 和歌山市森小手穂 1238番15地先	111.2	6.00
25-185	岡崎185号線	和歌山市神前8番5地先 ～ 和歌山市神前8番26地先	71.0	6.00
22-186	岡崎186号線	和歌山市井辺271番2地先 ～ 和歌山市井辺269番1地先	55.2	6.00
32-77	直川77号線	和歌山市直川623番23地先 ～ 和歌山市直川628番25地先	21.8	6.00
32-78	直川78号線	和歌山市直川678番21地先 ～ 和歌山市直川678番20地先	50.2	6.00
32-79	直川79号線	和歌山市直川678番28地先 ～ 和歌山市直川678番29地先	10.0	6.00

(令和8年4月30日掲示済)

和歌山市告示第 1 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
25-155	旧	岡崎 1 5 5 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎 1 5 5 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更
30-106	旧	南畑黒谷線	和歌山市黒谷 和歌山市黒谷	
	新	南畑黒谷線	和歌山市黒谷 和歌山市黒谷	終点の変更
32-70	旧	直川 7 0 号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
	新	直川 7 0 号線	和歌山市直川 和歌山市直川	終点の変更

(令和 8 年 4 月 3 0 日 掲 示 済)

和歌山市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和8年4月30日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
25-155	旧	岡崎155号線	和歌山市神前2番4地先 和歌山市神前1番3地先	104.3	6.00 ～ 6.90
	新	岡崎155号線	和歌山市神前2番4地先 和歌山市神前9番6地先	154.8	6.00 ～ 7.10
32-70	旧	直川70号線	和歌山市直川678番3地先 和歌山市直川678番5地先	75.2	6.00
	新	直川70号線	和歌山市直川678番3地先 和歌山市直川678番26地先	174.9	6.00

(令和8年4月30日掲示済)

和歌山市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市貴志地区東出自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月11日

(令和8年5月1日揭示済)

和歌山市告示第191号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1579	個別サポート 教室こころん +	和歌山市毛見1 106-2 メ ゾン浜の宮10 3号	放課後等デイサー ビス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社一生	和歌山県和歌山市木広町5-2- 15 プレサンスロジエ302	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 0266	ハミング子ど も教室	和歌山市口須佐 37-6	放課後等デイサー ビス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
NPO法人A DLサポート センター・ハ ミング	和歌山県和歌山市口須佐37-6	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1587	こころば	和歌山市松島3 90番地1	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
社会福祉法人 紀之川保育園	和歌山県和歌山市松島121-1	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員 ※放課後等デイサ ービス
305010 1603	みらい発達塾 ダック 秋葉 校	和歌山市和歌浦 西1丁目1-1 4	放課後等デイサー ビス・保育所等訪 問支援	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社健康 まんでん	和歌山県和歌山市神前85-5	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1611	児童発達支援 事業所 わっ しゅい	和歌山市北中島 1丁目5-1	児童発達支援	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
菱岡工業株式 会社	和歌山県和歌山市中島528番地	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1595	ほほえみ・あ しすと	和歌山市鷺ノ森 堂前丁29番地 2	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
有限会社ほほ えみ	和歌山県和歌山市梅原185-7	令和8年5月1日	令和14年4月3 0日

(令和8年5月1日掲示済)

和歌山市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和8年5月1日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
13-59	松島出水線	和歌山市加納375番3地先 ～ 和歌山市加納375番4地先	旧	51.85	4.20 ～ 4.50
			新	51.85	6.30 ～ 6.60

(令和8年5月1日揭示済)

和歌山市告示第193号

次のとおり供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
28-11	本渡小瀬田線	和歌山市冬野1528番1地先 ～ 和歌山市冬野1530番2地先	令和8年5月1日
28-11	本渡小瀬田線	和歌山市冬野1542番12地先 ～ 和歌山市冬野1542番2地先	令和8年5月1日

(令和8年5月1日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市紀三井寺字大垣内529番4
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年4月17日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字川口788番2
和歌山市布引字川口791番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年4月17日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月17日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字川口805番1
和歌山市布引字川口806番1
和歌山市布引字川口806番4
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年4月17日揭示済）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和8年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画第一種市街地再開発事業の変更

- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
和歌山市東蔵前丁
屏風丁
杉ノ馬場一丁目

の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

- 4 縦覧期間
令和8年4月20日（月）から5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 5 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

（令和8年4月20日揭示済）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和8年4月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画高度利用地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山市東蔵前丁

屏風丁

杉ノ馬場一丁目

の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年4月20日（月）から5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和8年4月20日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市松島字古宮390番1、391番10	和歌山市松島121番地1 社会福祉法人紀之川保育園 理事長 森本 登

(令和8年4月22日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年4月23日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市上野字筋ノ尾475番49
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年4月23日揭示済）

公 告

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月24日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札に付する事項

- (1) 件名 一般廃棄物（粗大ごみ）収集運搬業務委託
- (2) 概要 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和15年3月31日まで
- (4) 入札参加形態 単体

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）に、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後に、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (7) 和歌山市の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可又は一般廃棄物処分業の許可を有する者であること。
ただし、一般廃棄物処分業の許可を有する者は、和歌山市廃棄物対策課に登録した許可車両を有する者に限る。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (9) 本業務を遂行するに足る財政的基礎を有している者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市湊1342-39

和歌山市市民環境局環境部収集センター ストックヤード 電話番号 073-435-5560

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市市民環境局環境部廃棄物対策課 電話番号 073-435-1352

(3) 業務説明会の日時及び場所

業務説明会は実施しません。

(4) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和8年5月15日（金）までの午前9時から午後4時まで
ただし、日曜日を除く。

場所 和歌山市湊1342-39

青岸クリーンセンター5階ストックヤード事務所 電話番号 073-435-5560

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限り。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(5) 郵便入札における説明及び注意事項、業務説明書及び申請書の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(6) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和8年5月28日（木）午前11時00分

場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 東庁舎4階 入札室

方法 郵便による入札とする。（提出方法は、郵便入札における説明及び注意事項によるものとする。）

(7) 入札書の到着期限 令和8年5月27日（水） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

4 その他

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 部分払い制度

適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

不要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

入札説明書に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

郵便入札における説明及び注意事項に示すとおり。

(令和8年4月24日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年4月30日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市湊字中洲坪1805番1
和歌山市湊字中洲坪1805番18
和歌山市湊字中洲坪1805番19
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年4月30日揭示済）

公告

和歌山市営墓地条例施行規則（平成4年規則第16号）第2条の規定に基づき、和歌山市今福霊園使用者の募集について、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 募集用地等

- (1) 名称 和歌山市今福霊園
- (2) 所在地 和歌山市今福2丁目2番4号
- (3) 公募区画数 70区画
- (4) 区画の大きさ 1区画当たり91cm×91cm、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所
- (5) 使用料 1区画につき450,000円

2 申込みをすることができる者の資格

次の(1)から(3)までの全てを満たす者は、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所に限り、申込みをすることができる。

- (1) 申込み時に和歌山市に住民登録をし、居住している者
- (2) 慣習に従って祭祀を主宰する者
- (3) 死亡した人の遺骨があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる者

3 申込みをすることができない者

次のいずれかに該当する者は、申込みをすることができない。

- (1) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者と同一世帯に属する家族の者
- (2) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとするもの
- (3) 分骨のみの埋蔵を行う者
- (4) 将来のため墓地を確保したい者

4 申込書の配付

令和8年5月7日（木）から和歌山市役所東庁舎1階保険総務課及び和歌山市今福霊園管理事務所で配付し、郵送による配付は原則として行わない。

5 申込受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年5月20日（水）から令和8年5月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 和歌山市役所東庁舎1階保険総務課。なお、郵送による申込みは、原則として受付を行わない。

6 申込み時に必要な書類

- (1) 申込みに当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 墓地使用申込書（指定様式） 1部
- イ 申請者本人の居住地が確認できる公的書類（マイナンバーカード、住民票、運転免許証等）写し 1部
- ウ 被埋蔵予定者又は被改葬予定者を確認できる書類（埋火葬許可証、戸籍等）写し 1部
（複数の者の遺骨がある場合は、被埋蔵予定者又は被改葬予定者のうち1人分でよい。）

- (2) 使用が確定した者には、墓地使用許可申請書等の書類を改めて提出させる。なお、詳細は、対象となる者に別途通知する。

7 使用区画等の決定

- (1) 希望区画において申込みが重複したときは、公開抽選により使用予定者を決定する。重複していない場合は、そのまま使用予定者とする。
- (2) 公開抽選により決定した使用予定者が辞退した場合は、その区画を希望していた者の中から繰り上げて使用予定者を決定する。なお、繰り上げる順番は、公開抽選時に決定しておく。

- (3) 墓地使用申込書を提出した後に別の区画に変更したい場合は、受付期間中であれば、1回に限り変更することができる。
- (4) 受付期間中は、保険総務課窓口で各区画の最新の申込状況を掲示するので、参考にすること。申込状況は、電話でも答える。また、和歌山市ホームページでも公開する。なお、和歌山市ホームページでの申込状況は、午後5時15分現在のものを翌日午前9時頃に更新する予定である（土曜日及び日曜日を除く。）。
- (5) 公開抽選の日時等は次のとおりとする。
 - ア 日時 令和8年6月11日（木）午後1時30分から
 - イ 会場 和歌山市役所 東庁舎4階 小会議室
- (6) 申込受付終了後、抽選の有無等を申込者全員に郵送で通知する。

8 随時募集

今回の募集区画内で空き区画が生じた場合は、令和8年7月1日（水）から随時募集の申込受付を行う。詳細については、保険総務課まで問い合わせること。

9 その他

- (1) 家族や他の親族の者による重複申込みを行った場合は、無効とする。
- (2) 使用料とは別に、墓地の整備及び管理に要する費用の一部を、使用者から年間管理料として毎年徴収する。年間管理料は1,500円に使用区画1区画当たり200円を加えた額とする。
- (3) 問い合わせ先

和歌山市役所東庁舎1階保険総務課総務企画班 電話 073-435-1069

和歌山市今福霊園管理事務所 電話 073-422-0677

(令和8年5月1日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第23号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年4月24日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和8年5月1日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市七番丁17番地
和歌山朝日ビルディング5階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における啓発ポスター及び啓発スローガンの選定について
 - (3) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
 - (4) 和歌山市議会議員一般選挙における投票用紙の様式を定めるについて
 - (5) 和歌山市議会議員一般選挙における投票用封筒等の様式を定めるについて
 - (6) 和歌山市議会議員一般選挙における投票用封筒等に押すべき印について

（令和8年4月24日揭示済）

和歌山市企業局告示第19号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年4月28日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指 定 番 号	第013号
変 更 年 月 日	令和8年4月16日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社小向商会	
営 業 所 所 在 地	和歌山市小松原通3丁目30番地	
代 表 者 氏 名	代表取締役 小向 俊和	代表取締役 泉 匡

(令和8年4月28日揭示済)